

音声利用 I P 通信網サービス契約約款

2024 年 4 月 1 日

株式会社 オプテージ

目次

約款

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1条 約款の適用 | |
| 第2条 約款の変更 | |
| 第3条 用語の定義 | |
| 第4条 通話以外の通信の取扱い | |
| 第2章 音声利用IP通信網サービスの種類 | 3 |
| 第5条 音声利用IP通信網サービスの種類 | |
| 第3章 音声利用IP通信網サービスの提供区域 | 4 |
| 第6条 音声利用IP通信網サービスの提供区域 | |
| 第4章 契約 | 5 |
| 第1節 第1種音声利用IP通信網サービスに係る契約 | 5 |
| 第7条 契約の単位 | |
| 第8条 契約者回線の終端 | |
| 第9条 収容区域および加入区域 | |
| 第10条 音声利用IP通信網サービス取扱局 | |
| 第11条 第1種契約申込の方法 | |
| 第12条 第1種契約申込の承諾 | |
| 第13条 最低利用期間 | |
| 第14条 第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号 | |
| 第15条 請求による電気通信番号の変更 | |
| 第16条 契約者回線の移転 | |
| 第17条 契約者回線の異経路 | |
| 第18条 契約者回線の利用の一時中断 | |
| 第19条 その他の第1種契約内容の変更 | |
| 第20条 第1種音声利用IP通信網サービスに基づく権利の譲渡 | |
| 第21条 第1種契約者が行う第1種契約の解除 | |
| 第22条 当社が行う第1種契約の解除 | |
| 第23条 その他の提供条件 | |
| 第2節 第2種音声利用IP通信網サービスに係る契約 | 8 |
| 第24条 契約の単位 | |
| 第25条 第2種契約申込の方法 | |
| 第26条 第2種契約申込の承諾 | |
| 第27条 第2種契約の変更 | |
| 第28条 当社が行う第2種契約の解除 | |
| 第29条 その他の提供条件 | |
| 第3節 第3種音声利用IP通信網サービスに係る契約 | 10 |
| 第30条 契約の単位 | |
| 第31条 第3種契約申込の方法 | |
| 第32条 第3種契約申込の承諾 | |
| 第33条 第3種契約の変更 | |
| 第34条 当社が行う第3種契約の解除 | |
| 第35条 その他の提供条件 | |
| 第5章 付加機能 | 12 |
| 第36条 付加機能の提供 | |
| 第37条 付加機能の廃止 | |
| 第6章 回線接続装置などの提供など | 13 |
| 第38条 回線接続装置などの提供 | |
| 第39条 回線接続装置の移転 | |
| 第40条 回線接続装置などの利用の一時中断および利用中止 | |
| 第41条 回線接続装置などの撤去 | |
| 第7章 回線相互接続 | 14 |

| | | |
|-----------|---------------------------------|----|
| 第 42 条 | 回線相互接続 | |
| 第 8 章 | 利用中止および利用停止 | 15 |
| 第 43 条 | 利用中止 | |
| 第 44 条 | 利用停止 | |
| 第 9 章 | 通話 | 16 |
| 第 45 条 | 発信者番号通知 | |
| 第 46 条 | 相互接続点との間の通話など | |
| 第 47 条 | 通話利用の制限 | |
| 第 47 条の 2 | 通話時間などの制限 | |
| 第 48 条 | 通話時間の測定など | |
| 第 49 条 | 通話明細の記録 | |
| 第 10 章 | 料金など | 18 |
| 第 1 節 | 料金および工事などに関する費用 | 18 |
| 第 50 条 | 料金および工事に関する費用 | |
| 第 2 節 | 料金などの支払義務 | 18 |
| 第 51 条 | 月額料金の支払義務 | |
| 第 52 条 | 通話料金の支払義務 | |
| 第 53 条 | 工事費の支払義務 | |
| 第 54 条 | 線路設置費の支払義務 | |
| 第 55 条 | 設備費の支払義務 | |
| 第 56 条 | 手続きに関する料金の支払義務 | |
| 第 3 節 | 料金の計算方法など | 20 |
| 第 57 条 | 料金の計算方法など | |
| 第 4 節 | 保証金 | 20 |
| 第 58 条 | 保証金 | |
| 第 5 節 | 割増金および延滞利息 | 20 |
| 第 59 条 | 割増金 | |
| 第 60 条 | 延滞利息 | |
| 第 6 節 | 相互接続通話 | 20 |
| 第 61 条 | 相互接続通話の料金の取扱い | |
| 第 62 条 | 協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知 | |
| 第 63 条 | 協定事業者に係る債権の譲受など | |
| 第 11 章 | 保守 | 22 |
| 第 64 条 | 契約者の維持責任 | |
| 第 65 条 | 契約者の切分責任 | |
| 第 66 条 | 修理または復旧の順位 | |
| 第 12 章 | 損害賠償 | 23 |
| 第 67 条 | 責任の制限 | |
| 第 68 条 | 免責 | |
| 第 13 章 | 雑則 | 25 |
| 第 69 条 | 他の電気通信事業者との利用契約の締結 | |
| 第 70 条 | 承諾の限界 | |
| 第 71 条 | 利用に係る契約者の義務 | |
| 第 72 条 | 利用上の制限 | |
| 第 73 条 | 契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など | |
| 第 74 条 | 技術的事項および技術資料の閲覧 | |
| 第 75 条 | 契約者の電気通信番号の通知 | |
| 第 76 条 | 番号ポータビリティ | |
| 第 77 条 | 電話番号案内 | |
| 第 78 条 | 電話番号案内料金の支払義務 | |
| 第 79 条 | 電報サービスの利用 | |
| 第 80 条 | 天気予報サービス、時報サービスおよび災害用伝言ダイヤルサービス | |
| 第 81 条 | 契約者に係る情報の利用 | |
| 第 82 条 | 法令に規定する事項 | |

| | | |
|--------|------------------------------------|----|
| 第 83 条 | 専属的合意管轄裁判所 | |
| 第 84 条 | 閲覧 | |
| 第 14 章 | 附帯サービス | 28 |
| 第 85 条 | 附帯サービス | |
| 別 記 | | 29 |
| 1 | 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域 | |
| 2 | I P 利用回線に係る電気通信サービスの名称など | |
| 3 | 契約者の地位の承継 | |
| 4 | 契約者の氏名などの変更の届出 | |
| 5 | 契約者からの契約者回線などおよび回線接続装置などの設置場所の提供など | |
| 6 | 自営端末設備の接続 | |
| 7 | 自営端末設備に異常がある場合などの検査 | |
| 8 | 自営電気通信設備の接続 | |
| 9 | 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査 | |
| 10 | 当社の維持責任 | |
| 11 | 請求先の分割 | |
| 12 | 通話料金明細内訳書の提供 | |
| 13 | 電話帳の普通掲載 | |
| 14 | 電話帳の掲載省略 | |
| 15 | 電話帳の重複掲載 | |
| 16 | 協定事業者の電話番号情報データベースへの登録に関する手続き | |
| 17 | 新聞社などの基準 | |
| 18 | 他の電気通信事業者との利用契約の締結 | |
| 19 | 技術資料の項目 | |
| 20 | 転送できない電話番号 | |
| 料金表 | | 36 |
| 通則 | | 37 |
| 第 1 表 | 料金 | 39 |
| 第 2 表 | 回線接続装置等使用料 | 55 |
| 第 3 表 | 工事に関する費用 | 57 |
| 第 4 表 | 事務手数料 | 61 |
| 第 5 表 | 附帯サービスに関する料金 | 62 |
| 別 表 | | 63 |
| 附 則 | | 64 |

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、音声利用IP通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用IP通信網サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、音声利用IP通信網サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容並びに効力発生時期を契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、当社が行う前項の周知をもって、電気通信事業法に基づく契約者への説明とすることについて合意します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------------|---|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 音声利用IP通信網 | 主として通話の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより、伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 4 通話 | おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信 |
| 5 音声利用IP通信網サービス | 音声利用IP通信網を利用して行う電気通信サービス |
| 6 音声利用IP通信網サービス取扱所 | 音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 |
| 7 音声利用IP通信網サービス取扱局 | 電気通信設備を設置し、それにより音声利用IP通信網サービスを提供する当社の事業所 |
| 8 第1種契約 | 当社と第1種音声利用IP通信網サービスの提供を受けるための契約 |
| 9 第1種契約者 | 当社と第1種契約を締結している者 |
| 10 第2種契約 | 当社と第2種音声利用IP通信網サービスの提供を受けるための契約 |
| 11 第2種契約者 | 当社と第2種契約を締結している者 |
| 12 第3種契約 | 当社と第3種音声利用IP通信網サービスの提供を受けるための契約 |
| 13 第3種契約者 | 当社と第3種契約を締結している者 |
| 14 音声利用IP通信網サービス契約 | 第1種契約、第2種契約および第3種契約 |
| 15 契約者 | 第1種契約者、第2種契約者および第3種契約者 |
| 16 IP利用回線 | 別記2に規定する電気通信回線であって、第2種契約に係るもの |

| | |
|----------------------|---|
| 17 オフィス e o 光ネット利用回線 | オフィス e o 光ネット契約約款に規定する契約者回線であって、第 3 種契約に係るもの |
| 18 相互接続点 | 当社と当社が別に定める電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 19 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者 |
| 20 契約者回線 | 第 1 種契約に基づいて音声利用 I P 通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 |
| 21 契約者回線など | (1) 契約者回線および当社が必要により設置する電気通信設備 (2) I P 利用回線 (3) オフィス e o 光ネット利用回線 (4) 相互接続点 |
| 22 回線接続装置 | 契約者回線の終端となる電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの |
| 23 端末設備 | 契約者回線などの一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの |
| 24 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 25 自営電気通信設備 | 当社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の規定により登録を受けた者または事業法第 16 条の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 26 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

（通話以外の通信の取扱い）

第 4 条 音声利用 I P 通信網サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

第2章 音声利用IP通信網サービスの種類

(音声利用IP通信網サービスの種類)

第5条 音声利用IP通信網サービスには、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|------------------|-------------------------------------|
| 第1種音声利用IP通信網サービス | 契約者回線を設置して提供する音声利用IP通信網サービス |
| 第2種音声利用IP通信網サービス | IP利用回線を使用して提供する音声利用IP通信網サービス |
| 第3種音声利用IP通信網サービス | オフィスe光ネット利用回線を使用して提供する音声利用IP通信網サービス |

第3章 音声利用IP通信網サービスの提供区域

(音声利用IP通信網サービスの提供区域)

第6条 当社の音声利用IP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 第1種音声利用IP通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1の契約者回線ごとに1の第1種契約を締結します。

2 第1種契約者は、1の第1種契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、第1種契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第1種契約者と協議します。

(收容区域および加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより收容区域および加入区域を設定します。

(音声利用IP通信網サービス取扱局)

第10条 契約者回線は、その契約者回線の終端のある音声利用IP通信網サービス取扱局に收容します。

2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上および音声利用IP通信網サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声利用IP通信網サービス取扱局を変更することがあります。

(注) 本条に規定する別に定める規定による場合は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する場合とします。

(第1種契約申込の方法)

第11条 第1種音声利用IP通信網サービスの契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端の場所
- (2) その他第1種契約申込の内容を特定するために必要な事項

(第1種契約申込の承諾)

第12条 当社は、第1種契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあつた第1種音声利用IP通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込みをした者が第1種音声利用IP通信網サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) その第1種音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) 警察機関から当社に対して特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。)に關与したとして第1種音声利用IP通信網サービスの提供の請求の承諾をしない旨の要請があつた者と第1種契約の申込み者が同一の者であるとき。

(最低利用期間)

第13条 第1種音声利用IP通信網サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種音声利用IP通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第1種契約者は、前項の最低利用期間内に第1種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

(第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号)

第14条 第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号は、1の第1種契約ごとに電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に規定する電気通信番号(以下「固定電話番号」といいます。)を当社が定めます。

ただし、第76条(番号ポータビリティ)の規定による場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項による規定の他、電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第2号に規定する電気通信番号(以下「IP電話番号」といいます。)を割り当てます。

3 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電気通信番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第66条(修理または復旧の順位)注書きの規定による場合は、電気通信番号を変更することがあります。

(請求による電気通信番号の変更)

第15条 第1種契約者は、迷惑電話(いたずら、嫌がらせその他これに類する通話であって、現にその通話の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)または間違い通話(現に使用している電気通信番号に対して、反復継続して誤って接続される通話をいいます。)を防止するために、電気通信番号を変更しようとするときは、音声利用IP通信網サービス取扱所に対し、当社所定の方法によりその変更の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第16条 第1種契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第17条 当社は、音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障がない場合において、第1種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第18条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その第1種契約に係る設備などを他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じ)としま

す。)を行います。

(その他の第1種契約内容の変更)

第19条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第11条(第1種契約申込の方法)第2号に規定する第1種契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種音声利用IP通信網サービスに基づく権利の譲渡)

第20条 第1種契約に係る利用権(第1種契約者が第1種契約に基づいて第1種音声利用IP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとします。

2 当社は、前項の規定により第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第1種音声利用IP通信網サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) その第1種契約に係る契約者回線などを継続利用されないとき。

(3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。

3 第1種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種契約者の有していた第1種音声利用IP通信網サービスに係る権利および義務(第63条(協定事業者に係る債権の譲受など)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)のうち当社が認める範囲の利用権に限り承継するものとします。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第21条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ音声利用IP通信網サービス取扱所に、書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第22条 当社は、第44条(利用停止)各号規定により第1種音声利用IP通信網サービスの利用停止をされた第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種契約者が第71条(利用に係る契約者の義務)第1項各号の規定のいずれかに違反する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種音声利用IP通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

4 第1項および第2項の解除にあたり、第1種契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、第1種契約者が負担するものとします。

(その他の提供条件)

第23条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記3および別記4に定めるところによります。

第2節 第2種音声利用 I P 通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第24条 当社は、1の I P 利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。

2 第2種契約者は、1の第2種契約につき1人に限ります。

(第2種契約申込の方法)

第25条 第2種音声利用 I P 通信網サービスの契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う第2種音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P 利用回線の名称など
- (2) I P 利用回線の終端の場所
- (3) その他第2種契約申込の内容を特定するために必要な事項

(第2種契約申込の承諾)

第26条 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種契約を申し込んだ者が、その第2種契約に係る I P 利用回線の契約を締結している者と同じにならないとき。
- (2) 申込みのあった第2種音声利用 I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みをした者が第2種音声利用 I P 通信網サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) その第2種音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (5) 警察機関から当社に対して特殊詐欺に関与したとして第2種音声利用 I P 通信網サービスの提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と第2種契約の申込み者が同一の者であるとき。

(第2種契約の変更)

第27条 第2種契約者は、第25条(第2種契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を請求することができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第26条(第2種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第2種契約の解除)

第28条 当社は、第44条(利用停止)の規定により第2種音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をされた第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種契約者が第71条(利用に係る契約者の義務)第1項各号の規定のいずれかに違反する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

4 当社は、 I P 利用回線に係る電気通信サービスの契約の解除があったときは、その第2種契約を解除します。

(その他の提供条件)

第 29 条 第 2 種音声利用 I P 通信網サービスに係る電気通信番号、請求による電気通信番号の変更、第 2 種音声利用 I P 通信網サービスの利用の一時中断、第 2 種音声利用 I P 通信網サービスに基づく権利の譲渡、第 2 種契約者が行う第 2 種契約の解除については、第 1 種音声利用 I P 通信網サービスの契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第 2 種契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 4 に定めるところによります。

第3節 第3種音声利用 I P 通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第30条 当社は、1のオフィス e o 光ネット利用回線ごとに1の第3種契約を締結します。

2 第3種契約者は、1の第3種契約につき1人に限ります。

(第3種契約申込の方法)

第31条 第3種音声利用 I P 通信網サービスの契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う第3種音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) オフィス e o 光ネット利用回線の名称など
- (2) オフィス e o 光ネット利用回線の終端の場所
- (3) その他第3種契約申込の内容を特定するために必要な事項

(第3種契約申込の承諾)

第32条 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第3種契約を申し込んだ者が、その第3種契約に係るオフィス e o 光ネット利用回線の契約を締結している者と同一にならないとき。
- (2) 申込みのあった第3種音声利用 I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みをした者が第3種音声利用 I P 通信網サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) その第3種音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (5) 警察機関から当社に対して特殊詐欺に関与したとして第3種音声利用 I P 通信網サービスの提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と第3種契約の申込み者が同一の者であるとき。

(第3種契約の変更)

第33条 第3種契約者は、第31条(第3種契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を請求することができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第32条(第3種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第3種契約の解除)

第34条 当社は、第44条(利用停止)の規定により第3種音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をされた第3種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第3種契約を解除することがあります。

2 当社は、第3種契約者が第71条(利用に係る契約者の義務)第1項各号の規定のいずれかに違反する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第3種音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種契約者にそのことを通知します。

4 当社は、オフィス e o 光ネット利用回線の契約の解除があったときは、その第3種契約を解除します。

(その他の提供条件)

第 35 条 第 3 種音声利用 I P 通信網サービスに係る電気通信番号、請求による電気通信番号の変更、第 3 種音声利用 I P 通信網サービスの利用の一時中断、第 3 種音声利用 I P 通信網サービスに基づく権利の譲渡、第 3 種契約者が行う第 3 種契約の解除については、第 1 種音声利用 I P 通信網サービスの契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第 3 種契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 4 に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第36条 当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (3) 警察機関から当社に対して特殊詐欺に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と契約者が同一の者であるとき。

(付加機能の廃止)

第37条 当社は次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、音声利用IP通信網サービス契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の廃止を行うことがあります。

第6章 回線接続装置などの提供など

(回線接続装置などの提供)

第38条 当社は、第1種音声利用IP通信網サービスの提供に必要となる回線接続装置を、料金表第2表(回線接続装置等使用料)の定めるところにより提供します。

- 2 当社は、第1種契約者から請求があったときは、配線設備を料金表第2表(回線接続装置等使用料)の定めるところにより提供します。
- 3 当社は、音声利用IP通信網サービスの提供に必要となる端末設備を、料金表第2表(回線接続装置等使用料)の定めるところにより提供します。
- 4 当社は、前項により提供する端末設備が、契約者回線などに接続されている場合においてその状態の監視および音声利用IP通信網サービスの利用に必要となる設定を遠隔にて行います。契約者は、これについて承諾して頂きます。

(回線接続装置の移転)

第39条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、当社が提供する回線接続装置の移転を行います。

(回線接続装置などの利用の一時中断および利用中止)

第40条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する回線接続装置などの利用の一時中断(その回線接続装置などを他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

- 2 当社は、保守上または工事上やむを得ないときは、回線接続装置などの利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により回線接続装置などの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(回線接続装置などの撤去)

第41条 当社は、第1種契約者が、第21条(第1種契約者が行う第1種契約の解除)または第22条(当社が行う第1種契約の解除)の規定により、第1種契約を解除したときは、当社の提供する回線接続装置を撤去します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- 2 契約者は、第21条(第1種契約者が行う第1種契約の解除)、第22条(当社が行う第1種契約の解除)、第28条(当社が行う第2種契約の解除)または第34条(当社が行う第3種契約の解除)の規定により、音声利用IP通信網サービス契約を解除したときは、当社の提供する端末設備を、当社の音声利用IP通信網サービス取扱所に返却していただきます。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

- 第42条** 契約者は、その契約者回線などの終端（相互接続点におけるものを除きます。以下この条において同じとします。）においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線などと当社または当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社が別に定める電気通信事業者の契約約款および料金表などによりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通話について、その品質を保証しません。
 - 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により音声利用 I P 通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第43条 当社は、次の場合には、音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第47条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第44条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用 I P 通信網サービスに係る料金、工事に関する費用または割増金の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間または第5号に該当するときは警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合または特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が6か月を超え、警察機関から当社に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします。)), その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第71条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに契約者回線などに自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線などから取りはずさなかったとき。
- (5) 契約者が当社と契約を締結している音声利用 I P 通信網サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用された、または特殊詐欺に利用される蓋然性があるとして、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 契約者は、第1項第5号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関、総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(注) 本条第1項第4号に規定する別に定める規定は、別記7および別記9に定めるものとします。

第9章 通話

(発信者番号通知)

第45条 契約者回線などから発信する通話（当社が別に定める通話を除きます。）については、発信者番号通知（発信者の電気通信番号を着信先の電気通信設備へ通知することをいいます。）を行います。

ただし、次の通話については、この限りではありません。

(1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話

(2) 発信者番号非通知機能の提供を受けている契約者回線などから発信する通話（通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。）

2 前項の規定に係わらず、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号に対して行う通話については、その発信電話番号など（発信者の電気通信番号、その通話の発信元に係る契約者の氏名もしくは名称、並びに住所もしくは居所をいいます。）を着信先の電気通信設備へ通知します。

ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、人の生命、身体、自由または財産に対する危険が切迫していると認められ、かつ緊急通報受理機関から要請があった場合を除き、通知を行いません。

3 本条1項または2項の場合において、当社は、電気通信番号を着信先の電気通信設備へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害賠償については、第67条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) 契約者は、この条の規定などにより通知を受けた電気通信番号などの利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

(相互接続点との間の通話など)

第46条 相互接続点を經由する通話（以下「相互接続通話」といいます。）は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通話に限り行うことができるものとします。

2 相互接続を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通話利用の制限)

第47条 当社は、通話が著しく輻輳し、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線など（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通話の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線などへの通話を中止する措置を含みます。）をとることができます。

| 機 関 名 |
|-----------------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） |
| 防衛機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |

| |
|---|
| 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関 |
|---|

(通話時間などの制限)

第 47 条の 2 前条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しく輻輳するときは、通話時間または特定の契約者回線等への通話の利用を制限することがあります。

(通話時間の測定など)

第 48 条 通話時間の測定などについては、料金表第 1 表第 2 (通話料金) に定めるところによります。

(通話明細の記録)

第 49 条 契約者は、当社が通話時間の測定などのためにその通話の明細を記録することを承諾していただきます。

第10章 料金など

第1節 料金および工事などに関する費用

(料金および工事に関する費用)

第50条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金などの支払義務

(月額料金の支払義務)

第51条 契約者は、その音声利用IP通信網サービス契約に基づいて当社が音声利用IP通信網サービスの提供を開始した日（付加機能または回線接続装置などについてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能または回線接続装置などについては、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）および第2表（回線接続装置等使用料）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、音声利用IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

| 区 別 | 支払を要しない料金 |
|---|--|
| 1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄または3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての月額料金 |
| 2 当社の故意または重大な過失により音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用IP通信網サービスについての月額料金 |
| 3 移転に伴って、音声利用IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により音声利用IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備または電気通信番号を保留したときを除きます。）。 | 利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての月額料金 |

3 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金を返還しません。

4 第2項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(通話料金の支払義務)

第52条 契約者は、当社が測定した通話時間と料金表第1表第2（通話料金）の規定に基づいて算定した通話料金の支払いを要します。

ただし、付加機能などを利用して行った通話の通話料金については、料金表第1表第1（基本料金）

または第2（通話料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 相互接続通話の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第61条（相互接続通話の料金の取扱い）に規定するところによります。
- 3 契約者は、通話料金について、当社の機器の故障などにより正しく算定することができなかった場合は料金表第1表第2（通話料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（工事費の支払義務）

第53条 契約者は、音声利用IP通信網サービス契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその音声利用IP通信網サービス契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この節において「解除など」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

（線路設置費の支払義務）

第54条 第1種契約者は、次の場合には、料金表第3表第2（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置などの工事の着手前にその契約の解除などがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) 契約者回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となる第1種契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 第1種契約者は、工事の着手後完了前に解除などがあった場合は、前項の規定にかかわらず、解除などがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（設備費の支払義務）

第55条 第1種契約者は、異経路（契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路により設置することをいいます。以下同じとします。）の請求または特別な電気通信設備の新設を要する申込み（契約者回線の移転の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第3（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置などの工事の着手前にその契約の解除などがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 第1種契約者は、工事の着手後完了前に解除などがあった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除などがあったときまでに着手した工事（解除などを行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（手続きに関する料金の支払義務）

第56条 契約者は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表（事務手数料）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

第3節 料金の計算方法など

(料金の計算方法など)

第57条 料金の計算方法並びに料金、事務手数料および工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 保証金

(保証金)

第58条 当社は、契約者（新たに契約者となる者を含みます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当する場合には、月額料金の3ヶ月分に相当する額を超えない範囲で当社が別に定める条件に従って保証金を預けていただくことがあります。

(1) 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合

(2) 支払期日を経過してもなお料金を支払わないことが予想される場合

2 当社は、音声利用IP通信網サービス契約が消滅した場合には、保証金を契約者が支払うべき料金に充当し、その残額を返還します。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める条件は、保証金に利息を付さないことを条件として預けていただくこととします。

第5節 割増金および延滞利息

(割増金)

第59条 契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第60条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6節 相互接続通話

(相互接続通話の料金の取扱い)

第61条 契約者は、相互接続協定に基づき当社または協定事業者の契約約款および料金表などに定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通話に係る料金の設定またはその請求については、当社または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

(協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知)

第 62 条 当社は、契約者が、第 61 条（相互接続通話の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その契約者回線の電気通信番号およびその料金の支払いがない旨などを協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者に係る債権の譲受など)

第 63 条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款などに定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社および協定事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

第 11 章 保守

(契約者の維持責任)

第 64 条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 65 条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線などに接続されている場合であつて、契約者回線などその他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があつたときは、当社は、音声利用 I P 通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあつたときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備には適用しません。

(修理または復旧の順位)

第 66 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 47 条 (通話利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 修理または復旧する電気通信設備 |
|----|--|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。) |
| 3 | 第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの |

(注) 本条の表中第 2 順位に規定する別に定める基準は、別記 17 に定めるものとします。

(注 2) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線などについて、暫定的にその電気通信番号または音声利用 I P 通信網サービス取扱局を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第67条 当社は、音声利用 I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本料金）（ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を除きます。）に規定する料金

(2) 料金表第 1 表第 2（通話料金）に規定する料金（音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通話料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 料金表第 2 表（回線接続装置等使用料）に規定する料金

(4) 相互接続通話（料金設定事業者が当社以外のものとなる相互接続通話であって、その料金を当社が請求することとなるものに限ります。）に係る協定事業者の契約約款および料金表などに規定する通話料金（当社またはその通話に係る協定事業者の課金資料に基づき、第 2 号の場合と同様の方法により算出します。）

3 第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により音声利用 I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通話料金とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第68条 当社は、音声利用 I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物などに損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、契約者が、第 38 条（回線接続装置などの提供）第 3 項により提供する端末設備以外の端末設備で音声利用 I P 通信網サービスを利用した場合、音声利用 I P 通信網サービスの品質について保障しません。また、この事実により発生するいかなる損害においても、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

ただし、端末設備などの接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（音声利用 I P 通信網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線などに接続されている自営端末設備または自営電気通

信設備の改造などを要する場合は、当社は、その改造などに要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 13 章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第 69 条 音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者は、別記 18 に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款および料金表などの規定に基づいて、その電気通信事業者と別記 18 に定める利用契約を締結したこととなります。

ただし、音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により利用契約を締結した音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者は、その契約者回線などにおいて該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款および料金表などに基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者は、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款および料金表などに基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第 70 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難であるなど当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第 71 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線などを保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了通話を発生させるなど、通話の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品などを取り付けないこと。

(5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 第 38 条（回線接続装置などの提供）第 3 項により提供する端末設備以外の端末設備を利用しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第 72 条 契約者は、コールバックサービス（日本国内から日本国外へ発信する通話を外国から発信する形態に転換することによって通話を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、または他人に利用させる態様で通話を行ってははいけません。

| 区 別 | 方式の概要 |
|-----|-------|
|-----|-------|

| | |
|--------------|--|
| ポーリング方式 | 外国側から日本国内宛に継続して通話の請求が行われ、契約者がコールバックサービスを行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサープレッション方式 | その提供に際し、当社が通話に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式 |

(契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など)

第 73 条 契約者からの契約者回線などおよび回線接続装置などの設置場所の提供などについては、別記 5 に定めるところによります。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第 74 条 音声利用 I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所において、音声利用 I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる別記 19 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者の電気通信番号の通知)

第 75 条 当社は、契約者回線などから相互接続通話を行う場合に、その契約者回線などの電気通信番号をその相互接続通話に係る協定事業者に通知します。

2 契約者は、当社が別に提供する I P 電話サービスに係る業務の遂行のため、必要な範囲で契約者に係る情報を利用することについて承諾していただきます。

(注) 契約者に係る情報を利用とは、当社が別に提供する I P 電話サービスとの通話料金の適用に係る情報のみとし、当社が別に提供する I P 電話サービスの契約者にその情報が連携されます。

(番号ポータビリティ)

第 76 条 契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ、当社に番号ポータビリティの申込をした場合において、その協定事業者から契約者に付与された電気通信番号（一般加入電話に限ります。）を変更することなく、当社の音声利用 I P 通信網サービスの提供を受けることができるようにします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき
- (2) 契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となる時
- (3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

2 契約者は、前項の申込みを行い当社がその承諾をしたときは、料金表第 4 表（事務手数料）に規定する事務手数料の支払いを要します。

(電話番号案内)

第 77 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電話番号案内サービスを利用することができます。

(電話番号案内料金の支払義務)

第 78 条 契約者が電話番号案内を利用した場合は、料金表に定める番号案内料の支払いを要します。

(電報サービスの利用)

第 79 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

- 2 契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

(注) 本条において当社が別に定める協定事業者とは、西日本電信電話株式会社とします。

(天気予報サービス、時報サービスおよび災害用伝言ダイヤルサービス)

第 80 条 当社は、次により天気予報サービス、時報サービスおよび災害用伝言ダイヤルサービスを提供します。

| 区別 | 内容 | 電気通信番号 |
|---------------|---|--------|
| 天気予報サービス | 気象庁が作成した気象、地象または水象に関する気象情報を通知するサービス | 1 7 7 |
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 1 1 7 |
| 災害用伝言ダイヤルサービス | 災害が発生した場合などに、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生などを行うサービス | 1 7 1 |

- 2 天気予報サービスおよび時報サービスは、1 の通話について、天気予報または時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 1 2 分までの間をもって、その通話を打ち切ります。

(契約者に係る情報の利用)

第 81 条 当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、当社または協定事業者の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社または協定事業者の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

- 2 契約者は、第 44 条第 1 項第 5 号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関、総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第 82 条 音声利用 I P 通信網サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 6 から別記 10 に定めるところによります。

(専属的合意管轄裁判所)

第 83 条 音声利用 I P 通信網サービス契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第 84 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は音声利用 I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

第 14 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 85 条 音声利用 I P 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 11 から別記 16 に定めるところによります。

別記

1 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域

音声利用 I P 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる府県とします。

| |
|---------------------------------|
| 府 県 の 区 域 |
| 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県の一部 |

ただし、当社の音声利用 I P 通信網の構成上、上記表内であっても、音声利用 I P 通信網サービスの提供ができない地域があります。

2 I P 利用回線に係る電気通信サービスの名称など

(1) 第 2 種音声利用 I P 通信網サービスについて、I P 利用回線に係る電気通信サービスの名称および品目、チャンネル数の上限は以下のとおりとします。

| 電気通信サービスの名称 | 品目など | チャンネル数の上限 |
|---|---|------------------------------|
| 1 インターネットオフィス契約約款に規定するサービス | 100Mbps | 1 の I P 利用回線について 8 チャンネルまで |
| | 1Gbps、10Gbps | 1 の I P 利用回線について 2 3 チャンネルまで |
| 2 I P 通信網サービス契約約款に規定する第 1 種 I P 通信網サービス（直収型のものに限ります。） | 10Mbps、20Mbps、30Mbps、40Mbps、50Mbps、60Mbps、70Mbps、80Mbps、90Mbps、100Mbps | 1 の I P 利用回線について 4 6 チャンネルまで |
| 3 I P 通信網サービス契約約款に規定する第 1 種 I P 通信網サービス（共用型 type1 のものに限ります。） | 10Mbps | |
| 4 I P 通信網サービス契約約款に規定する第 1 種 I P 通信網サービス（共用型 type2 であってクラス II のものに限ります。） | 100Mbps、1Gbps | |
| 5 I P 通信網サービス契約約款に規定する第 1 種 I P 通信網サービス（共用型 type3 のものに限ります。） | 10Mbps、100Mbps | |
| 6 I P 通信網サービス契約約款に規定する第 1 種 I P 通信網サービス | 料金の適用方法による細目がタイプ 2（10Gbps のものを除く）であるもの | |
| 7 I P－V P N サービス契約約款に規定するサービス（直収型タイプ 1 のものに限ります。） | 128kbps、256kbps、384kbps、512kbps、768kbps、1Mbps、1.5Mbps、2Mbps から 10Mbps、20Mbps、30Mbps、40Mbps、50Mbps、60Mbps、70Mbps、80Mbps、90Mbps、100Mbps、200Mbps、300Mbps、400Mbps、500Mbps、600Mbps、700Mbps、800Mbps、900Mbps、1Gbps | |
| 8 I P－V P N サービス契約約款に規定するサービス（直収共用型タイプ 1 のものに限ります。） | 100Mbps | |
| 9 I P－V P N サービス契約約款に規定するサービス（直収共用型タイプ 2 のものに限ります。） | 100Mbps | |

| | | |
|--|---|------------------------------|
| 10 IP-VPNサービス契約約款に規定するサービス(アクセス共用型のものに限り ます。) | 200Mbps | 1のIP利用回線について8チャンネルまで |
| | 1Gbps | 1のIP利用回線について23チャンネルまで |
| 11 イーサネット網サービス契約約款に規定されるサービス(アクセス回線(契約者回線が特定サービス取扱局内に終端するものを除く)であってイーサネット方式のもので直収型のものに限り ます。) | 0.5Mbps、1Mbpsから10Mbps、20Mbps、30Mbps、40Mbps、50Mbps、60Mbps、70Mbps、80Mbps、90Mbps、100Mbps、200Mbps、300Mbps、400Mbps、500Mbps、600Mbps、700Mbps、800Mbps、900Mbps、1Gbpsから10Gbps | 1のIP利用回線について当社が別に定めるチャンネル数まで |
| 12 イーサネット網サービス契約約款に規定されるサービス(アクセス回線(契約者回線が特定サービス取扱局内に終端するものを除く)であってイーサネット方式のもので直収共用型のものに限り ます。) | 1Gbps | |
| 13 イーサネット網サービス契約約款に規定されるサービス(アクセス回線がイーサネット方式のものでアクセス共用型のものに限り ます。) | 300Mbps | 1のIP利用回線について8チャンネルまで |
| | 1Gbps | 1のIP利用回線について23チャンネルまで |

(2)第3種音声利用IP通信網サービスについて、オフィスe o光ネット利用回線に係る名称および品目、チャンネル数の上限は以下のとおりとします。

| 電気通信サービスの名称 | 品目など | チャンネル数の上限 |
|--------------------------|--------------|--------------------------------|
| オフィスe o光ネット契約約款に規定するサービス | 1Gbps、10Gbps | 1のオフィスe o光ネット利用回線について16チャンネルまで |

3 契約者の地位の承継

(1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 契約者の氏名などの変更の届出

(1) 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

5 契約者からの契約者回線などおよび回線接続装置などの設置場所の提供など

(1) 契約者回線などの終端にある構内(これに準ずる区域を含みます。)または建物内において、当社

が契約者回線などおよび回線接続装置などを設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社が契約に基づき提供する回線接続装置などに必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(3) 契約者は、契約者回線などの終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路などの特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線などの終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線などに自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 2 項（同法第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。）、同法第 58 条（第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。）または同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線などに接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合などの検査

(1) 当社は、契約者回線などに接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線などから取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線などの終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線などに自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載

した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線などに接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線などに接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合などの検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 請求先の分割

(1) 第2種音声利用IP通信網サービスに係るもの

ア 当社は、第2種音声利用IP通信網サービスに係る料金の請求をそのIP利用回線に係る電気通信サービスの料金の請求と同時にを行います。

イ 当社は、第2種契約者から請求があったときは、請求先分割の取扱い（この約款の規定により支払いを要する料金の請求にあたって、当社が別に定める方法により、その全部または一部を第2種契約者の指定する他の者（以下「分割請求先」といいます。）に請求する措置をいいます。以下同じとします。）を行います。

ウ 第2種契約者は、請求先分割の取扱いを請求するときは、当社所定の書面を分割請求先の同意を得て、音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。請求先分割の取扱いの廃止を請求する場合も同様とします。ただし、分割請求先の同意は不要とします。

エ 第2種契約者は、請求先分割の取扱いを受けた場合は、料金表第5表（2）（請求先分割に係る料金）に規定する料金を支払っていただきます。

オ 分割請求先は、第57条（料金の計算方法など）の規定に準じてその請求額を支払っていただきます。

カ 当社は、分割請求先が支払期日を経過してもなお請求額を支払わない場合には、その請求額の支払いについては請求先分割の取扱いを行わず、第2種契約者に請求したものとみなして取扱います。

(2) 第3種音声利用IP通信網サービスに係るもの

- ア 当社は、第3種音声利用IP通信網サービスに係る料金の請求をそのオフィスe o光ネット利用回線に係る電気通信サービスの料金の請求と同時にを行います。
- イ 当社は、第3種契約者から請求があったときは、請求先分割の取扱い（この約款の規定により支払いを要する料金の請求にあたって、当社が別に定める方法により、その全部または一部を第3種契約者の指定する他の者（以下「分割請求先」といいます。）に請求する措置をいいます。以下同じとします。）を行います。
- ウ 第3種契約者は、請求先分割の取扱いを請求するときは、当社所定の書面を分割請求先の同意を得て、音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。請求先分割の取扱いの廃止を請求する場合も同様とします。ただし、分割請求先の同意は不要とします。
- エ 第3種契約者は、請求先分割の取扱いを受けた場合は、料金表第5表（2）（請求先分割に係る料金）に規定する料金を支払っていただきます。
- オ 分割請求先は、第57条（料金の計算方法など）の規定に準じてその請求額を支払っていただきます。
- カ 当社は、分割請求先が支払期日を経過してもなお請求額を支払わない場合には、その請求額の支払いについては請求先分割の取扱いを行わず、第3種契約者に請求したものとみなして取扱います。

12 通話料金明細内訳書の提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る通話料金明細内訳書を当社が別に定める方法により提供します。

13 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る当社が別に定める固定電話番号1番号ごとに電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。
- ア 契約者またはその契約者が指定する者の氏名、名称または称号のうち1
 - イ 契約者またはその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1
 - ウ 契約者回線などの終端のある場所（契約者またはその契約者が指定する者の住所または居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めるときは、その請求があった場所）
- (2) 契約者は、1の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5表（3）（電話帳普通掲載に係る料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (3) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼす恐れがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載を行わないことがあります。

14 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記13（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
- ア 契約者回線などに通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記13（電話帳の普通掲載）の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号などを普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られない場合。
- (2) 当社は、(1)に規定するほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

15 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記 13（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称もしくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）または商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

(4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 5 表（4）（電話帳重複掲載に係る料金）に規定する料金の支払いを要します。

16 協定事業者の電話番号情報データベースへの登録に関する手続き

(1) 当社は、契約者から当社が別に定める方法により、請求があったときには、その契約者の番号情報を電話番号情報データベース（電話帳掲載および番号案内に必要な契約者の情報を收容するために協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）が設置するデータベース設備およびその付属設備をいいます。以下同じとします。）への登録に関する手続きを行います。

(2) 本手続きに要する期間、その他の条件の取扱いについては、その協定事業者の定めるところによります。

17 新聞社などの基準

| 区 分 | 基 準 |
|---------|--|
| 1 新聞社 | 次の基準をすべて備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。） |
| 3 通信社 | 新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |

18 他の電気通信事業者との利用契約の締結

| 契約相手となる電気通信事業者 | 締結する利用契約 |
|-------------------|--|
| 西日本電信電話株式会社 | 電話サービス契約約款、電報サービス契約約款 |
| NTTコミュニケーションズ株式会社 | 電話等サービス契約約款に規定する電話等利用契約 |
| KDDI 株式会社 | 電話サービス等契約約款に規定する第 2 種一般電話等契約 |
| ソフトバンク株式会社 | 電話サービス等契約約款に規定する第 2 種デジタル中継電話サービスの第 2 種中継電話等契約 ISDN サービス契約約款に規定する国際 ISDN 利用契約 |

19 技術資料の項目

| |
|------------------------|
| 自営電気通信設備および自営端末設備の接続条件 |
|------------------------|

20 転送できない電話番号

第 1 表（料金）1-2 および 2-2（付加機能利用料）(3)（転送電話機能）において、転送できない電話

番号は次のとおりとします。

- (1) 当社が別に定める「ご利用いただけない電話番号」
- (2) 1XY の 3 桁番号サービス
- (3) 協業事業者が提供する着信課金電話サービス、統一番号サービスおよび大量呼受付サービス

料 金 表

通 則

(料金表の適用)

- 1 音声利用 I P 通信網サービス契約に関する料金および工事に関する費用は、この音声利用 I P 通信網サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法など)

- 2 当社は、契約者がその音声利用 I P 通信網サービス契約に基づいて支払う料金のうち月額料金は暦月に従って、また通話料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が音声利用 I P 通信網サービス契約に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日で音声利用 I P 通信網サービスの提供の開始（付加機能または回線接続装置などの提供についてはその提供を開始した日）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日で音声利用 I P 通信網サービスの解除（付加機能または回線接続装置などについてはその廃止があった日）があったとき。
 - (3) 料金月の初日に音声利用 I P 通信網サービスの提供の開始（付加機能または回線接続装置などの提供についてはその提供を開始した日）を行い、その日にその音声利用 I P 通信網サービス契約の解除（付加機能または回線接続装置などについてはその廃止があった日）があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日で月額料金の額の改定があったとき。この場合、改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 第 51 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 6 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3 の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。
- 5 第 67 条（責任の制限）第 3 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、3 および 4 の規定に準じて取り扱います。
- 6 当社は、音声利用 I P 通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 8 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 9 契約者は、料金および工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11 で規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 12 音声利用 I P 通信網サービスに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、外国への通信に係る料金については、この限りではありません。

(料金などの臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金などの減免を行ったときは、音声利用 I P 通信網サービス取扱所に掲示するなどの方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本料金

1 第1種音声利用IP通信網サービスに係るもの

1-1 適用

| 区分 | 内容 |
|--|---|
| (1) 第1種音声利用IP通信網サービスの基本料の適用 | ア 1の契約者回線ごとに1の基本料を適用します。 |
| (2) 追加番号利用料に係る料金の適用 | ア 第14条（第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号）の規定により第1種契約者に電気通信番号を提供する場合、追加番号利用料を適用します。 |
| (3) 最低利用期間内に契約の解除などがあった場合の料金の適用 | ア 第1種音声利用IP通信網サービスには、1年間の最低利用期間があります。 イ 第1種契約者は、アの最低利用期間内に契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金額（1-2（1）の額および第2表2（1）の額）に相当する額を、一括して支払っていただきます。 |
| (4) 契約者回線の終端が加入区域外になる場合の加算額の適用 | ア その契約者回線の終端が収容されている音声利用IP通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。 イ 加入区域の設定・変更、契約者回線の移転などにより区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。 |
| (5) 契約者回線が異経路となる場合の加算額の適用 | ア その契約者回線の終端が直接収容されている音声利用IP通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について異経路の線路に係る加算額を適用します。 イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは再算定します。 |
| (6) 復旧などに伴い音声利用IP通信網サービス取扱局を変更した場合の料金の適用 | ア 第60条（修理または復旧の順位）の規定により、故障または滅失した契約者回線の修理または復旧をする場合に一時的にその音声利用IP通信網サービス取扱局を変更した場合の料金の加算額は、1-2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の音声利用IP通信網サービス取扱局において修理または復旧したものとみなして適用します。 |
| (7) 特別電気通信設備に係る加算額の適用 | ア 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。 |
| (8) 付加機能に関する料金の適用 | ア 当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能利用料を適用します。 |
| (9) ユニバーサルサービス料の適用 | ア 当社は、第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号について、1の電気通信番号ごとに、1-2（料金額）の（5）に規定するユニバーサルサービス料（電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 当社はユニバーサルサービス料について、第45条（月額料金の支払義務）第2項第3号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。 ウ ユニバーサルサービス料の算定にあたっては、通則3の規定に準じて取り扱います。 |
| (10) 電話リレーサービス料の適用 | ア 当社は、第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号について、1の電気通信番号ごとに、1-2（料金額）の（6）に規定する電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 当社は電話リレーサービス料について、第45条（月額料金の支払義務）第2項第3号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。 ウ 電話リレーサービス料の算定にあたっては、通則3の規定に準じて取り扱います。 |

1-2 料金額

(1) 基本料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|------------------------------------|-------------|
| 1の契約者回線ごとに | 12,000円(税抜) |
| 備考 1の契約者回線につき、1の固定電話番号の利用ができます。 | |

(2) 追加番号利用料

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|---------|---------|----------|
| 固定電話番号 | 1の番号ごとに | 280円(税抜) |
| I P電話番号 | 1の番号ごとに | 280円(税抜) |

(3) 付加機能利用料

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|---------------|--|--------------------------|
| (1) 転送電話機能 | 1 全ての着信を利用者があらかじめ登録した電気通信番号に転送する機能 2 通話中に着信した場合、その着信をあらかじめ登録した電気通信番号に転送する機能 3 一定時間応答しない場合、その着信を予め登録した電気通信番号に転送する機能 | 1の契約者回線ごとに 1,000円(税抜) |
| 備考 | <p>1 当社は、1の契約者回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたるなど、通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能に関わる転送先の契約者などから、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われぬようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通話については、発信者からこの機能に係る契約者回線への通話とその契約者回線から転送先の番号への通話の2の通話として取り扱います。この場合の発信者の契約者回線から申込者の指定する場所への通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻から起算します。</p> <p>5 この機能により、転送される条件および転送先電気通信番号については、当社が別に定める方法によります。</p> <p>6 当社は、この機能(この欄の3項における当社が行う転送の中止を含みます。)を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (注)本備考第5項に規定する転送先電話番号について、転送できない電話番号は別記20に定めるものとします。</p> | |
| (2) 非通知着信拒否機能 | 契約者回線へ発信電話番号が通知されない通話に対して、その発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応するもの | 1のI P利用回線ごとに 500円(税抜) |
| 備考 | <p>1 当社は、1のI P利用回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 当社は、発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | |

| | | | |
|--------------------|---|---|----|
| (3) 着信先毎発信電話番号変換機能 | 当社が別に定める電気通信番号への通話において、あらかじめ登録した固定電話番号またはIP電話番号に発信電話番号を変換して発信する機能 | 1の電気通信番号ごとに | 無料 |
| | 備考 | <p>1 当社は、1の電気通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 固定電話番号からこの機能を利用して変換したIP電話番号による発信は、当社が別に定めるIP電話番号への発信に限り可能です。</p> <p>3 この機能を利用した固定電話番号から、前記の当社が別に定めるIP電話番号へは発信できません。</p> <p>4 IP電話番号からこの機能を利用して変換した固定電話番号による発信は、当社が別に定める電気通信番号への発信に限り可能です。</p> <p>5 その他の事項については、第14条（第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号）、第15条（請求による電気通信番号の変更）、第45条（発信者番号通知）、第62条（協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知）、第66条（修理または復旧の順位）および第75条（契約者の電気通信番号の通知）に準ずるものとします。</p> <p>6 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | |

(4) 加算額

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----------------|------------------|------------|
| (1) 区域外線路使用料 | 区域外線路 100m までごとに | 1,000円(税抜) |
| (2) 異経路線路使用料 | | 別に算定する実費 |
| (3) 特別電気通信設備使用料 | | 別に算定する実費 |

(5) ユニバーサルサービス料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|-------------|--------|
| 1の電気通信番号ごとに | 2円(税抜) |

(6) 電話リレーサービス料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|-------------|--------|
| 1の電気通信番号ごとに | 1円(税抜) |

2 第2種音声利用IP通信網サービスに係るもの

2-1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| (1) 第2種音声利用IP通信網サービスの基本料の適用 | ア 1のIP利用回線ごとに1の基本料を適用します。 |
| (2) 追加番号利用料に係る料金の適用 | ア 第14条（第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号）の規定により第2種契約者に電気通信番号を提供する場合、追加番号利用料を適用します。 |
| (3) 付加機能に関する料金の適用 | ア 当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能利用料を適用します。 |
| (4) ユニバーサルサービス料の適用 | ア 当社は、第2種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号について、1の電気通信番号ごとに、2-2（料金額）の（4）に規定するユニバーサルサービス料（電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 当社はユニバーサルサービス料について、第51条（月額料金の支払義務）第2項第3号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。 ウ ユニバーサルサービス料の算定にあたっては、通則3の規定に準じて取り扱います。 |
| (5) 電話リレーサービス料の適用 | ア 当社は、第2種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号について、1の電気通信番号ごとに、2-2（料金額）の（5）に規定する電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 当社は電話リレーサービス料について、第51条（月額料金の支払義務）第2項第3号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。 ウ 電話リレーサービス料の算定にあたっては、通則3の規定に準じて取り扱います。 |

2-2 料金額

(1) 基本料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|-------------------------------------|--------|
| 1のIP利用回線ごとに | 0円（税抜） |
| 備考 1のIP利用回線につき、1の固定電話番号の利用ができます。 | |

(2) 追加番号利用料

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|--------|------------|----------|
| 固定電話番号 | 1の番号を追加ごとに | 280円（税抜） |
| IP電話番号 | 1の番号を追加ごとに | 280円（税抜） |

(3) 付加機能利用料

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

| | | | |
|--------------------|---|--|----------------|
| (1) 転送電話機能 | <p>1 全ての着信を利用者があらかじめ登録した電気通信番号に転送する機能</p> <p>2 通話中に着信した場合、その着信をあらかじめ登録した電気通信番号に転送する機能</p> <p>3 一定時間応答しない場合、その着信を予め登録した電気通信番号に転送する機能</p> | 1のIP利用回線ごとに | 1,000円 (税抜) |
| | 備考 | <p>1 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたるなど、通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能に関わる転送先の契約者などから、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われぬようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通話については、発信者からこの機能に係る契約者回線への通話とその契約者回線から転送先の番号への通話の2の通話として取り扱います。この場合の発信者の契約者回線から申込者の指定する場所への通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻から起算します。</p> <p>5 この機能により、転送される条件および転送先電気通信番号については、当社が別に定める方法によります。</p> <p>6 当社は、この機能（この欄の3項における当社が行う転送の中止を含みます。）を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (注) 本備考第5項に規定する転送先電話番号について、転送できない電話番号は別記20に定めるものとします。</p> | |
| (2) 非通知着信拒否機能 | <p>契約者回線へ発信電話番号が通知されない通話に対して、その発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応するもの</p> | 1のIP利用回線ごとに | 500円 (税抜) |
| | 備考 | <p>1 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 当社は、発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | |
| (3) 着信先毎発信電話番号変換機能 | <p>当社が別に定める電気通信番号への通話において、あらかじめ登録した固定電話番号またはIP電話番号に発信電話番号を変換して発信する機能</p> | 1の電気通信番号ごとに | 無料 |
| | 備考 | <p>1 当社は、1の電気通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 固定電話番号からこの機能を利用して変換したIP電話番号による発信は、当社が別に定めるIP電話番号への発信に限り可能です。</p> <p>3 この機能を利用した固定電話番号から、前記の当社が別に定めるIP電話番号へは発信できません。</p> <p>4 IP電話番号からこの機能を利用して変換した固定電話番号による発信は、当社が別に定める電気通信番号への発信に限り可能です。</p> <p>5 その他の事項については、第29条（その他の提供条件）、第45条（発信者番号通知）、第62条（協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知）、第66条（修理または復旧の順位）および第75条（契約者の電気通信番号の通知）に準ずるものとします。</p> <p>6 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | |

(4) ユニバーサルサービス料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|--------------|----------|
| 1 の電気通信番号ごとに | 2 円 (税抜) |

(5) 電話リレーサービス料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|--|----------|
| 1 の電気通信番号ごとに | 1 円 (税抜) |
| 備考 2023 年 4 月から 2024 年 1 月の利用契約に適用となります。 | |

3 第3種音声利用IP通信網サービスに係るもの

3-1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| (1) 第3種音声利用IP通信網サービスの基本料の適用 | ア 1のオフィスe o光ネット利用回線ごとに1の基本料を適用します。 |
| (2) 追加番号利用料に係る料金の適用 | ア 第14条（第1種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号）の規定により第3種契約者に電気通信番号を提供する場合、追加番号利用料を適用します。 イ 固定電話番号のものについて、1のオフィスe o光ネット利用回線ごとに追加利用が可能な番号数は31までとします。 |
| (3) 付加機能に関する料金の適用 | ア 当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能利用料を適用します。 |
| (4) ユニバーサルサービス料の適用 | ア 当社は、第3種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号について、1の電気通信番号ごとに、3-2（料金額）の（4）に規定するユニバーサルサービス料（電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 当社はユニバーサルサービス料について、第51条（月額料金の支払義務）第2項第3号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。 ウ ユニバーサルサービス料の算定にあたっては、通則3の規定に準じて取り扱います。 |
| (5) 電話リレーサービス料の適用 | ア 当社は、第3種音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号について、1の電気通信番号ごとに、3-2（料金額）の（5）に規定する電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 当社は電話リレーサービス料について、第51条（月額料金の支払義務）第2項第3号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。 ウ 電話リレーサービス料の算定にあたっては、通則3の規定に準じて取り扱います。 |

3-2 料金額

(1) 基本料

| 単 位 | 料金額 | 月額 |
|--|-----|--------|
| 1のオフィスe o光ネット利用回線ごとに | | 0円（税抜） |
| 備考 1のオフィスe o光ネット利用回線につき、1の固定電話番号の利用ができます。 | | |

(2) 追加番号利用料

| 区 分 | 単 位 | 料金額 | 月額 |
|--------|------------|-----|----------|
| 固定電話番号 | 1の番号を追加ごとに | | 100円（税抜） |
| IP電話番号 | 1の番号を追加ごとに | | 100円（税抜） |

(3) 付加機能利用料

| 区 分 | 単 位 | 料金額 | 月額 |
|-----|-----|-----|----|
| | | | |

| | | | |
|--------------------|---|------------------------|----------------|
| (1) 転送電話機能 | <p>1 全ての着信を利用者があらかじめ登録した電気通信番号に転送する機能</p> <p>2 通話中に着信した場合、その着信をあらかじめ登録した電気通信番号に転送する機能</p> <p>3 一定時間応答しない場合、その着信を予め登録した電気通信番号に転送する機能</p> | 1のオフィス e o 光ネット利用回線ごとに | 1,000円 (税抜) |
| | <p>備考</p> <p>1 当社は、1のオフィス e o 光ネット利用回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたるなど、通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能に関わる転送先の契約者などから、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われぬようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通話については、発信者からこの機能に係る契約者回線への通話とその契約者回線から転送先の番号への通話の2の通話として取り扱います。この場合の発信者の契約者回線から申込者の指定する場所への通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻から起算します。</p> <p>5 この機能により、転送される条件および転送先電気通信番号については、当社が別に定める方法によります。</p> <p>6 当社は、この機能（この欄の3項における当社が行う転送の中止を含みます。）を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (注) 本備考第5項に規定する転送先電話番号について、転送できない電話番号は別記20に定めるものとします。</p> | | |
| (2) 非通知着信拒否機能 | <p>契約者回線へ発信電話番号が通知されない通話に対して、その発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応するもの</p> | 1のオフィス e o 光ネット利用回線ごとに | 500円 (税抜) |
| | 備考 | | |
| (3) 着信先毎発信電話番号変換機能 | <p>当社が別に定める電気通信番号への通話において、あらかじめ登録した固定電話番号またはIP電話番号に発信電話番号を変換して発信する機能</p> | 1の電気通信番号ごとに | 無料 |
| | 備考 | | |
| | <p>1 当社は、1の電気通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 固定電話番号からこの機能を利用して変換したIP電話番号による発信は、当社が別に定めるIP電話番号への発信に限り可能です。</p> <p>3 この機能を利用した固定電話番号から、前記の当社が別に定めるIP電話番号へは発信できません。</p> <p>4 IP電話番号からこの機能を利用して変換した固定電話番号による発信は、当社が別に定める電気通信番号への発信に限り可能です。</p> <p>5 その他の事項については、第35条（その他の提供条件）、第45条（発信者番号通知）、第62条（協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知）、第66条（修理または復旧の順位）および第75条（契約者の電気通信番号の通知）に準ずるものとします。</p> <p>6 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | | |

(4) ユニバーサルサービス料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|--------------|----------|
| 1 の電気通信番号ごとに | 2 円 (税抜) |

(5) 電話リレーサービス料

月額

| 単 位 | 料金額 |
|--|----------|
| 1 の電気通信番号ごとに | 1 円 (税抜) |
| 備考 2023 年 4 月から 2024 年 1 月の利用契約に適用となります。 | |

第2 通話料金

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|--|--|
| (1) 通話時間の測定など | <p>ア 通話時間は、双方の契約者回線などを接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者からの通話終了の信号を受けてその通話できない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通話の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障など発信者または着信者の責任によらない理由により、通話中に一時通話ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障など発信者または着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通話時間</p> <p>(3) 当社が別に定める電気通信回線への通話時間</p> |
| (2) 通話料金の算定 | <p>ア 通話料金は、1の通話について、2（料金額）に規定する秒数までごとに算定します。</p> <p>ただし、次の通話については、この料金の算定は行いません。</p> <p>(1) 契約者回線、IP利用回線またはオフィスe o光ネット利用回線の相互通話、および契約者回線、IP利用回線またはオフィスe o光ネット利用回線から当社が別に定める電気通信回線への通話</p> <p>(2) 契約者回線、IP利用回線またはオフィスe o光ネット利用回線からIP電話番号を利用した通話であって、当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p> |
| (3) 当社の機器の故障などにより正しく算定することができなかった場合の通話料金の取扱い | <p>ア 当社の機器の故障などにより正しく算定できなかった場合の通話料金の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障などにより正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障などがあつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) (1)以外のとき 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |
| (4) 番号案内に係る料金の適用 | <p>ア 番号案内に係る料金額は、当社および協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2（料金額）（5）（電話番号案内料金に係るもの）に定める額を適用します。</p> <p>イ 番号案内に係る料金の免除に係る取扱いおよび番号案内料金の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款などの規定に準じて取り扱います。</p> |
| (5) 通話に関する料金の減免 | <p>ア 次の通話については、第52条（通話料金の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払を要しません。</p> <p>(1) 緊急通報に関する電気通信番号（110、118または119）への通話</p> <p>(2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込みなどのためにそれぞれの業務を行う、当社が指定した電気通信番号への通話</p> |

2 料金額

(1) (2)～(7)以外のもの

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|----------------------------------|------------------------|-----------|
| 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県への通話 | 1の通話につき通話時間 180 秒までごとに | 7.4円 (税抜) |
| 上記以外の地域への通話 | | 8円 (税抜) |

(2) 携帯・自動車電話事業者への通話に係るもの

| 単 位 | 料金額 |
|-----------------------|----------|
| 1の通話につき通話時間 60 秒までごとに | 18円 (税抜) |

(3) 削除

(4) IP電話番号への通話に係るもの

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|------------------------------------|------------------------|-----------|
| 当社が別に定めるIP電話番号への通話で固定電話番号より発信を行うもの | 1の通話につき通話時間 180 秒までごとに | 8円 (税抜) |
| 当社が別に定めるIP電話番号への通話でIP電話番号より発信を行うもの | 1の通話につき通話時間 180 秒までごとに | 7.4円 (税抜) |

(5) 電話番号案内料金に係るもの

| 単 位 | 電話番号案内料金の額 |
|-------------|------------|
| 1の電話番号案内ごとに | 250円 (税抜) |

(6) 災害用伝言ダイヤルに係るもの

| 単 位 | 料金額 |
|------------------------|----------|
| 1の通話につき通話時間 180 秒までごとに | 30円 (税抜) |

(7) 外国への通信に係るもの

| 地 域 | 1の通信につき通信時間 60 秒までごとに次の料金額 |
|----------------------------|----------------------------|
| アイスランド共和国 | 33円 |
| アイルランド | 22円 |
| アゼルバイジャン共和国 | 77円 |
| アセンション島 | 297円 |
| アゾレス諸島 | 44円 |
| アフガニスタン | 83円 |
| アメリカ合衆国 (アラスカおよびハワイを除きます。) | 6円 |
| アラスカ | 6円 |
| アラブ首長国連邦 | 83円 |
| アルジェリア民主人民共和国 | 55円 |
| アルゼンチン共和国 | 55円 |
| アルバ | 66円 |
| アルバニア共和国 | 154円 |
| アルメニア共和国 | 77円 |
| アンギラ | 88円 |
| アンゴラ共和国 | 50円 |

| | |
|--------------------------|------|
| アンティグア・バーブーダ | 83円 |
| アンドラ公国 | 22円 |
| イエメン共和国 | 83円 |
| イスラエル国 | 39円 |
| イタリア共和国 | 22円 |
| イラク共和国 | 227円 |
| イラン・イスラム共和国 | 83円 |
| インド | 77円 |
| インドネシア共和国 | 44円 |
| ウガンダ共和国 | 55円 |
| ウクライナ | 55円 |
| ウズベキスタン共和国 | 77円 |
| ウルグアイ東方共和国 | 66円 |
| 英領バージン諸島 | 55円 |
| エクアドル共和国 | 66円 |
| エジプト・アラブ共和国 | 83円 |
| エストニア共和国 | 39円 |
| エスワティニ王国 | 50円 |
| エチオピア連邦民主共和国 | 94円 |
| エリトリア国 | 83円 |
| エルサルバドル共和国 | 50円 |
| オーストラリア | 19円 |
| オーストリア共和国 | 33円 |
| オマーン国 | 83円 |
| オランダ王国 | 22円 |
| オランダ領アンティール | 121円 |
| ガーナ共和国 | 77円 |
| カーボベルデ共和国 | 83円 |
| ガイアナ協同共和国 | 110円 |
| カザフスタン共和国 | 44円 |
| カタール国 | 83円 |
| カナダ | 6円 |
| カナリア諸島 | 39円 |
| ガボン共和国 | 77円 |
| カメルーン共和国 | 83円 |
| ガンビア共和国 | 77円 |
| カンボジア王国 | 66円 |
| ギニア共和国 | 77円 |
| ギニアビサウ共和国 | 176円 |
| キプロス共和国 | 83円 |
| キューバ共和国（グアンタナモを除きます。） | 154円 |
| キュラソー島 | 121円 |
| ギリシャ共和国 | 50円 |
| キリバス共和国 | 105円 |
| キルギス共和国 | 77円 |
| グアテマラ共和国 | 55円 |
| グアドループ島 | 94円 |
| グアム | 17円 |
| グアンタナモ | 154円 |
| クウェート国 | 83円 |
| クック諸島 | 121円 |
| グリーンランド | 99円 |
| クリスマス島 | 19円 |
| グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国 | 19円 |
| グレナダ | 88円 |

| | |
|----------------------|------|
| クロアチア共和国 | 55円 |
| ケイマン諸島 | 110円 |
| ケニア共和国 | 83円 |
| コードジボワール共和国 | 83円 |
| ココス・キーリング諸島 | 19円 |
| コスタリカ共和国 | 39円 |
| コソボ共和国 | 77円 |
| コモロ・イスラム連邦共和国 | 83円 |
| コロンビア共和国 | 50円 |
| コンゴ共和国 | 110円 |
| コンゴ民主共和国 | 99円 |
| サイパン | 33円 |
| サウジアラビア王国 | 83円 |
| サモア独立国 | 187円 |
| サントメ・プリンシペ民主共和国 | 198円 |
| ザンビア共和国 | 77円 |
| サンピエール島・ミクロン島 | 55円 |
| サンマリノ共和国 | 77円 |
| シエラレオネ共和国 | 83円 |
| ジブチ共和国 | 198円 |
| ジブラルタル | 66円 |
| 社会主義人民リビア・アラブ国 | 77円 |
| ジャマイカ | 83円 |
| ジョージア | 77円 |
| シリア・アラブ共和国 | 83円 |
| シンガポール共和国 | 28円 |
| ジンバブエ共和国 | 77円 |
| スイス連邦 | 22円 |
| スウェーデン王国 | 22円 |
| スーダン共和国 | 77円 |
| スペイン | 39円 |
| スペイン領北アフリカ | 39円 |
| スリナム共和国 | 88円 |
| スリランカ民主社会主義共和国 | 77円 |
| スロバキア共和国 | 50円 |
| スロベニア共和国 | 50円 |
| 赤道ギニア共和国 | 77円 |
| セネガル共和国 | 83円 |
| セルビア | 55円 |
| セントクリストファー・ネイビス | 83円 |
| セントビンセントおよびグレナディーン諸島 | 88円 |
| セントヘレナ島 | 297円 |
| セントマーチン島 | 44円 |
| セントルシア | 88円 |
| ソマリア民主共和国 | 220円 |
| ソロモン諸島 | 374円 |
| タークスおよびカイコス諸島 | 55円 |
| タイ王国 | 44円 |
| 大韓民国 | 28円 |
| 台湾 | 28円 |
| タジキスタン共和国 | 121円 |
| タンザニア連合共和国 | 83円 |
| チェコ共和国 | 50円 |
| チャド共和国 | 77円 |
| 中央アフリカ共和国 | 121円 |

| | |
|---------------|------|
| 中華人民共和国 | 28円 |
| チュニジア共和国 | 77円 |
| 朝鮮民主主義人民共和国 | 253円 |
| チリ共和国 | 39円 |
| ツバル | 154円 |
| デンマーク王国 | 33円 |
| ドイツ連邦共和国 | 19円 |
| トーゴ共和国 | 83円 |
| トケラウ諸島 | 165円 |
| ドミニカ国 | 77円 |
| ドミニカ共和国 | 39円 |
| トリニダード・トバゴ共和国 | 55円 |
| トルクメニスタン | 66円 |
| トルコ共和国 | 50円 |
| トンガ王国 | 88円 |
| ナイジェリア連邦共和国 | 83円 |
| ナウル共和国 | 209円 |
| ナミビア共和国 | 83円 |
| ニウエ | 176円 |
| ニカラグア共和国 | 55円 |
| ニジェール共和国 | 77円 |
| ニューカレドニア | 55円 |
| ニュージーランド | 39円 |
| ネパール王国 | 77円 |
| ノーフォーク島 | 165円 |
| ノルウェー王国 | 22円 |
| バーレーン国 | 83円 |
| ハイチ共和国 | 83円 |
| パキスタン・イスラム共和国 | 77円 |
| バチカン市国 | 22円 |
| パナマ共和国 | 55円 |
| バヌアツ共和国 | 121円 |
| バハマ国 | 143円 |
| パプアニューギニア | 132円 |
| バミューダ諸島 | 55円 |
| パラオ共和国 | 143円 |
| パラグアイ共和国 | 66円 |
| バルバドス | 83円 |
| ハワイ | 6円 |
| ハンガリー共和国 | 39円 |
| バングラデシュ人民共和国 | 77円 |
| 東ティモール | 297円 |
| フィジー共和国 | 55円 |
| フィリピン共和国 | 34円 |
| フィンランド共和国 | 22円 |
| ブータン王国 | 77円 |
| プエルトリコ | 39円 |
| フェロー諸島 | 66円 |
| フォークランド諸島 | 121円 |
| ブラジル連邦共和国 | 29円 |
| フランス共和国 | 19円 |
| フランス領ギアナ | 55円 |
| フランス領ポリネシア | 55円 |
| ブルガリア共和国 | 55円 |
| ブルキナファソ | 83円 |

| | |
|-------------------|---------|
| ブルネイ・ダルサラーム国 | 5 5 円 |
| ブルンジ共和国 | 7 7 円 |
| 米領サモア | 5 5 円 |
| 米領バージン諸島 | 2 2 円 |
| ベトナム社会主義共和国 | 8 8 円 |
| ベナン共和国 | 8 3 円 |
| ベネズエラ・ボリバル共和国 | 6 6 円 |
| ベラルーシ共和国 | 6 6 円 |
| ベリーズ | 5 5 円 |
| ペルー共和国 | 4 4 円 |
| ベルギー王国 | 2 2 円 |
| ポーランド共和国 | 4 4 円 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 6 6 円 |
| ボツワナ共和国 | 8 3 円 |
| ボリビア共和国 | 5 5 円 |
| ポルトガル共和国 | 4 4 円 |
| 香港 | 2 8 円 |
| ホンジュラス共和国 | 5 5 円 |
| マーシャル諸島共和国 | 6 6 円 |
| マイヨット島 | 5 5 円 |
| マカオ | 6 6 円 |
| マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 | 6 6 円 |
| マダガスカル共和国 | 1 3 2 円 |
| マディラ諸島 | 4 4 円 |
| マラウイ共和国 | 7 7 円 |
| マリ共和国 | 5 0 円 |
| マルタ共和国 | 5 0 円 |
| マルチニーク島 | 5 5 円 |
| マレーシア | 2 8 円 |
| ミクロネシア連邦 | 8 8 円 |
| 南アフリカ共和国 | 8 3 円 |
| 南スーダン共和国 | 8 8 円 |
| ミャンマー連邦 | 6 6 円 |
| メキシコ合衆国 | 3 9 円 |
| モーリシャス共和国 | 7 7 円 |
| モーリタニア・イスラム共和国 | 8 3 円 |
| モザンビーク共和国 | 8 3 円 |
| モナコ公国 | 2 2 円 |
| モルディブ共和国 | 8 8 円 |
| モルドバ共和国 | 6 6 円 |
| モロッコ王国 | 7 7 円 |
| モンゴル国 | 4 4 円 |
| モンセラット | 8 3 円 |
| モンテネグロ | 6 6 円 |
| ヨルダン・ハシミテ王国 | 8 3 円 |
| ラオス人民民主共和国 | 6 6 円 |
| ラトビア共和国 | 6 6 円 |
| リトアニア共和国 | 6 6 円 |
| リヒテンシュタイン公国 | 8 8 円 |
| リベリア共和国 | 8 3 円 |
| ルーマニア | 6 6 円 |
| ルクセンブルク大公国 | 3 9 円 |
| ルワンダ共和国 | 8 3 円 |
| レソト王国 | 7 7 円 |
| レバノン共和国 | 8 3 円 |

| | |
|--|--------|
| レユニオン | 55円 |
| ロシア連邦 | 44円 |
| イリジウム | 385円 |
| インマルサット Aero | 825円 |
| インマルサット BGAN | 660円 |
| インマルサット FBB | 660円 |
| インマルサット BGAN-HSD | 1,430円 |
| インマルサット FBB-HSD | 1,430円 |
| スラヤー | 275円 |
| 備考 外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款などにより制限されることがあります。 | |

第2表 回線接続装置等使用料

1 適用

回線接続装置などの適用については、第38条（回線接続装置などの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-----|--------------------|------|---------------------|-------|---|------|--------------------|----|--|
| (1) 回線接続装置に係る料金の適用 | ア 当社は、第1種契約者の契約者回線の終端に回線接続装置を設置します。その場合、回線接続装置に係る料金額を適用します。 | | | | | | | | | | |
| (2) 配線設備に係る料金の適用 | ア 第1種契約者からの請求により当社が配線設備を提供した場合には、引込線の終端となる端子から回線接続装置までの間の配線設備に係る料金額を適用します。 | | | | | | | | | | |
| (3) ゲートウェイ接続装置に係る料金の適用 | ア 当社は、端末設備（ゲートウェイ接続装置）に係る料金を適用するにあたって、次表のとおり区分を定めます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2およびタイプ3以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>第2種契約であって、別記2に定めるイーサネット網サービス契約約款に規定するサービス（アクセス回線がイーサネット方式のものでアクセス共用型のものを除く）を利用しているものであって、網内ルーティング機能を使用する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>第3種契約の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1の契約者回線などにつき1台の端末設備（ゲートウェイ接続装置）を提供します。</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 内 容 | タイプ1 | タイプ2およびタイプ3以外のもの | タイプ2 | 第2種契約であって、別記2に定めるイーサネット網サービス契約約款に規定するサービス（アクセス回線がイーサネット方式のものでアクセス共用型のものを除く）を利用しているものであって、網内ルーティング機能を使用する場合に適用します。 | タイプ3 | 第3種契約の場合に適用します。 | 備考 | 1の契約者回線などにつき1台の端末設備（ゲートウェイ接続装置）を提供します。 |
| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | |
| タイプ1 | タイプ2およびタイプ3以外のもの | | | | | | | | | | |
| タイプ2 | 第2種契約であって、別記2に定めるイーサネット網サービス契約約款に規定するサービス（アクセス回線がイーサネット方式のものでアクセス共用型のものを除く）を利用しているものであって、網内ルーティング機能を使用する場合に適用します。 | | | | | | | | | | |
| タイプ3 | 第3種契約の場合に適用します。 | | | | | | | | | | |
| 備考 | 1の契約者回線などにつき1台の端末設備（ゲートウェイ接続装置）を提供します。 | | | | | | | | | | |
| (4) 電話ゲートウェイに係る料金の適用 | ア 当社は、契約者に次表に規定する種類の端末設備（電話ゲートウェイ）を提供します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自営端末設備との接続インターフェース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプA</td> <td>アナログ電話インターフェースであるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプB</td> <td>基本インターフェースであるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプC</td> <td>1次群速度インターフェースであるもの</td> </tr> </tbody> </table> イ 当社は、第1種契約者には、1台目にあってはタイプCに限り提供しません。 ウ 当社は、第3種契約者には、タイプAまたはタイプBに限り提供します | 区 分 | 自営端末設備との接続インターフェース | タイプA | アナログ電話インターフェースであるもの | タイプB | 基本インターフェースであるもの | タイプC | 1次群速度インターフェースであるもの | | |
| 区 分 | 自営端末設備との接続インターフェース | | | | | | | | | | |
| タイプA | アナログ電話インターフェースであるもの | | | | | | | | | | |
| タイプB | 基本インターフェースであるもの | | | | | | | | | | |
| タイプC | 1次群速度インターフェースであるもの | | | | | | | | | | |
| (5) 一体型ゲートウェイに係る料金の適用 | ア 当社は、契約者に次表に規定する種類の端末設備（ゲートウェイ接続装置および電話ゲートウェイの両方の機能を有する装置）を提供します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自営端末設備との接続インターフェース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプI</td> <td>アナログ電話インターフェースであるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプII</td> <td>基本インターフェースであるもの</td> </tr> </tbody> </table> イ 当社は、第2種契約者（IP利用回線に係るサービスがインターネットオフィス契約約款に規定するもの、IP-VPNサービス契約約款に規定するサービスでアクセス共用型のもの、イーサネット網サービス契約約款に規定するサービスでアクセス共用型のものに限る）および第3種契約者に限り提供します。 | 区 分 | 自営端末設備との接続インターフェース | タイプI | アナログ電話インターフェースであるもの | タイプII | 基本インターフェースであるもの | | | | |
| 区 分 | 自営端末設備との接続インターフェース | | | | | | | | | | |
| タイプI | アナログ電話インターフェースであるもの | | | | | | | | | | |
| タイプII | 基本インターフェースであるもの | | | | | | | | | | |

2 料金額

| 料金種別 | 区 分 | 単 位 | 月 額 |
|-------------------|------|----------------|----------------|
| | | | 料金額 |
| (1) 回線接続装置使用料 | — | 1台ごとに | 3,000円 (税抜) |
| (2) 配線設備使用料 | — | 1の配線ごとに | 2,000円 (税抜) |
| (3) ゲートウェイ接続装置使用料 | タイプ1 | 1の契約者回線などにつき1台 | 1,000円 (税抜) |

| | | | | |
|------------------|--------|--------------|-----------------|----------------|
| | タイプ 2 | 下記以外のもの | まで | 5,800円 (税抜) |
| | | 経路制御機能を有するもの | | 5,800円 (税抜) |
| | タイプ 3 | — | | 700円 (税抜) |
| (4) 電話ゲートウェイ使用料 | タイプ A | — | 1台ごとに | 1,000円 (税抜) |
| | タイプ B | 下記以外に係るもの | 1台ごとに | 3,000円 (税抜) |
| | | 第3種契約に係るもの | | 2,000円 (税抜) |
| タイプ C | — | 1台ごとに | 16,000円 (税抜) | |
| (5) 一体型ゲートウェイ使用料 | タイプ I | 第2種契約に係るもの | 1台ごとに | 2,000円 (税抜) |
| | | 第3種契約に係るもの | | 1,700円 (税抜) |
| | タイプ II | 第2種契約に係るもの | 1台ごとに | 4,000円 (税抜) |
| | | 第3種契約に係るもの | | 2,700円 (税抜) |

第3表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

音声利用 I P 通信網サービスに係る工事費の適用については、第 53 条（工事費の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------------|--|--|
| (1) 工事費の適用 | ア 工事費は、工事を要することとなる交換機などおよび契約者回線、回線接続装置および端末設備などにおいて、1 の工事ごとに適用します。 | |
| (2) 移転などの場合の工事費の適用 | ア 移転または他社回線の接続変更の場合の工事費は、移転先または接続変更先の取付けに関する工事に適用します。 | |
| (3) 工事の適用区分 | ア 工事の区分は次のとおりとします。 | |
| | 区 分 | 工事費などの適用 |
| | (ア) 交換機等工事 | 第 1 種契約者の契約者回線について音声利用 I P 通信網サービス取扱局の交換機および端子において契約者回線の設置もしくは移転、またはその他の音声利用 I P 通信網サービス契約内容の変更に関する工事を要する場合に適用します。 |
| | (イ) 契約者回線の設置等に係る工事 | 第 1 種契約者の契約者回線（配線設備および回線接続装置を除きます。）の設置または移転の場合に適用します。 |
| | (ウ) 屋内配線工事 | 第 1 種契約者の契約者回線の内、引込線の終端から回線接続装置までの間の配線の設置または移転の場合に適用します。 |
| | (エ) 機器工事 | 当社が第 1 種契約者に提供する回線接続装置の設置または移転の工事を要する場合に適用します。 |
| | (オ) 端末設備の接続設定工事 | 契約者からの請求に基づき端末設備の接続設定を行う場合に適用します。 |
| | (カ) 端末設備の接続設定変更工事 | 1 契約者からの請求に基づき端末設備の接続設定の変更を行う場合に適用します。 2 契約者回線などの終端の場所において工事を行う場合は、前記に加えて加算額を適用します。 |
| | (キ) サービスの利用の一時中断に係る工事 | サービスおよび端末設備の利用の一時中断などを行う場合に適用します。 |
| 備考 | (ア) から (エ) については、第 1 種契約者に限り適用します。 | |
| (4) 工事費の減額適用 | ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様などを勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。 | |

2 工事費の額

| 区 分 | | 単 位 | 工事費の額 | | |
|-----------------------|---|---------------------|--------------------|-----------------|-----------------|
| (1) 交換機等工事 | 音声利用 I P 通信網サービス取扱局における取扱局交換機設備および端子の工事 | 1 の工事ごとに | 7,500円 (税抜) | | |
| (2) 契約者回線の設置等の工事 | 第 1 種契約者に係る契約者回線の設置に関する工事 | 1 の工事ごとに | 2,500円 (税抜) | | |
| (3) 屋内配線工事 | 光ケーブル配線の工事 | 1 の工事ごとに | 12,000円 (税抜) | | |
| (4) 機器工事 | 回線接続装置の工事 | 1 の工事ごとに | 8,000円 (税抜) | | |
| (5) 端末設備の接続設定工事 | ゲートウェイ接続装置の接続設定の工事 | タイプ 1 | — | 1 の工事ごとに | 25,000円 (税抜) |
| | | タイプ 2 | 下記以外に係るもの | 1 の工事ごとに | 80,000円 (税抜) |
| | | | 経路制御機能に係るもの | | 52,500円 (税抜) |
| | | タイプ 3 | — | 1 の工事ごとに | 8,000円 (税抜) |
| | 電話ゲートウェイの接続設定の工事(ゲートウェイ接続装置の接続設定の工事(タイプ 1 またはタイプ 3 に限ります。))を含みます。 | 下記以外に係るもの | 端末設備タイプ A の 1 台ごとに | 30,000円 (税抜) | |
| | | タイプ 3 に係るもの | 端末設備タイプ A の 1 台ごとに | 8,000円 (税抜) | |
| | | 下記以外に係るもの | 端末設備タイプ B の 1 台ごとに | 35,000円 (税抜) | |
| | | タイプ 3 に係るもの | 端末設備タイプ B の 1 台ごとに | 8,000円 (税抜) | |
| | | — | 端末設備タイプ C の 1 台ごとに | 60,000円 (税抜) | |
| | | — | — | — | — |
| | 一体型ゲートウェイの接続設定の工事 | 下記以外に係るもの | 端末設備タイプ I の 1 台ごとに | 30,000円 (税抜) | |
| | | タイプ 3 に係るもの | 端末設備タイプ I の 1 台ごとに | 8,000円 (税抜) | |
| 下記以外に係るもの | | 端末設備タイプ II の 1 台ごとに | 35,000円 (税抜) | | |
| タイプ 3 に係るもの | | 端末設備タイプ II の 1 台ごとに | 8,000円 (税抜) | | |
| (6) 端末設備の接続設定変更工事 | 基本額 | 1 の工事ごとに | 5,000円 (税抜) | | |
| | 加算額 | 1 の工事ごとに | 20,000円 (税抜) | | |
| (7) サービスの利用の一時中断に係る工事 | 交換機等の工事 | 1 の工事ごとに | 3,000円 (税抜) | | |
| (8) 再利用の工事 | 第 1 種音声利用 I P 通信網サービスに係るもの | | (1)～(4)までの工事費の額と同額 | | |
| | 第 2 種音声利用 I P 通信網サービスに係るもの | | (1)の工事費の額と同額 | | |
| | 第 3 種音声利用 I P 通信網サービスに係るもの | | (1)の工事費の額と同額 | | |

備考

上記工事、および契約者回線などの設置に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事、または管路引込工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第54条(線路設置費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

| 区 分 | 内 容 |
|----------------|--|
| (1) 線路設置費の適用 | <p>ア 線路設置費は、第1種音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線の区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合(契約者回線が異経路となる場合を除きます。)であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p> |
| (2) 線路設置費の差額負担 | <p>ア 第1種契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに第1種契約を締結して、その場所で第1種音声利用IP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新たに提供を受ける第1種音声利用IP通信網サービスの線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合は適用しません。</p> |

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

| 区 分 | 線 路 設 置 費 の 額 |
|-------|---------------|
| 線路設置費 | 62,000円(税抜) |

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第55条(設備費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 設備費の適用 | <p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路による契約者回線の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p> |

2 設備費の額

| 区 分 | 設 備 費 の 額 |
|-------|-----------|
| 設備費の額 | 別に算定する実費 |

第4表 事務手数料

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|-------------------------|---|
| (1) 契約事務手続きに係る料金の適用 | ア 音声利用 I P 通信網サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 |
| (2) 電気通信番号の割当に係る料金の適用 | ア 音声利用 I P 通信網サービス契約の申込み内容に基づき当社が固定電話番号を付与するに際して、第76条（番号ポータビリティ）の規定により、固定電話番号を変更することなく当社の音声利用 I P 通信網の提供を受ける場合に電気通信番号割当手数料を適用します。 イ 上記以外に音声利用 I P 通信網サービス契約の申込み内容に基づき、固定電話番号または I P 電話番号の提供を受ける場合に電気通信番号割当手数料を適用します。 |
| (3) 電気通信番号変更に係る料金の適用 | ア 第 15 条（請求による電気通信番号の変更）の規定により、電気通信番号を変更する場合に、電気通信番号変更手数料を適用します。 |
| (4) 同一番号移転に係る料金の適用 | ア 協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）から契約者に付与された電話番号（一般加入電話に限ります。）を、同一番号で移転する場合に同一番号移転手数料を適用します。 |
| (5) 付加機能設定に係る料金の適用 | ア 第 36 条（付加機能の提供）の規定により付加機能を提供する場合および第 37 条（付加機能の廃止）の規定により付加機能を廃止する場合に付加機能設定手数料を適用します。 |
| (6) 利用権の譲渡承認に係る料金の適用 | ア 音声利用 I P 通信網サービス契約に係る利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに契約譲渡手数料を適用します。 |
| (7) 事務手数料の適用除外または減額適用など | ア 当社は、2（事務手数料の額）の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、当社が別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。 |

2 事務手数料の額

| 種 別 | 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----------------|-------------------|-----------------------|--------------------|
| (1) 契約事務手数料 | — | 1 契約ごとに | 3, 0 0 0 円 (税抜) |
| (2) 電気通信番号割当手数料 | 番号ポータビリティの場合 | 1 番号ごとに | 2, 5 0 0 円 (税抜) |
| | 上記以外の場合 | 1 番号ごとに | 5 0 0 円 (税抜) |
| (3) 電気通信番号変更手数料 | — | 1 番号ごとに | 3, 0 0 0 円 (税抜) |
| (4) 同一番号移転手数料 | — | 1 番号ごとに | 1, 5 0 0 円 (税抜) |
| (5) 付加機能設定手数料 | 着信先毎発信電話番号変換機能の場合 | 1 の付加機能につき 1 の番号設定ごとに | 1, 0 0 0 円 (税抜) |
| | 上記以外の場合 | 1 の付加機能につき 1 の申込みごとに | 1, 0 0 0 円 (税抜) |
| (6) 契約譲渡手数料 | — | 1 申込ごとに | 3, 0 0 0 円 (税抜) |

第5表 附帯サービスに関する料金

(1) (削除)

(2) 請求先分割に係る料金

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|----------|---------|----------|
| 請求先分割手数料 | 1の契約ごとに | 200円(税抜) |

(3) 電話帳普通掲載に係る料金

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-------|-----------|---------|
| 普通掲載料 | 1の普通掲載ごとに | 50円(税抜) |

(4) 電話帳重複掲載に係る料金

月額

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-------|-----------|---------|
| 重複掲載料 | 1の重複掲載ごとに | 50円(税抜) |

別表 音声利用 I P 通信網サービスにおける基本的な技術事項

1 第 1 種音声利用 I P 通信網サービス

| 区分 | インターフェース条件 |
|----------------|--|
| 1 次群速度インターフェース | TTC 標準 JT-I431 準拠 (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ) |
| L A N | IEEE802.3 準拠 100BASE-TX または 10BASE-T (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ) |

2 第 2 種音声利用 I P 通信網サービス

| 区分 | インターフェース条件 |
|----------------|--|
| 電話 | アナログ電話 (RJ-11 6 ピンモジュラーコネクタ) |
| 基本インターフェース | TTC 標準 JT-I430 準拠 (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ) |
| 1 次群速度インターフェース | TTC 標準 JT-I431 準拠 (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ) |
| L A N | IEEE802.3 準拠 100BASE-TX または 10BASE-T (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ) |

3 第 3 種音声利用 I P 通信網サービス

| 区分 | インターフェース条件 |
|------------|--|
| 電話 | アナログ電話 (RJ-11 6 ピンモジュラーコネクタ) |
| 基本インターフェース | TTC 標準 JT-I430 準拠 (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ) |
| L A N | IEEE802.3 準拠 100BASE-TX または 10BASE-T (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ) |

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年12月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2021年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2022年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2022年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2023年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2023年12月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。